

白鷹町の給与・定員管理等について(令和4年度)

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

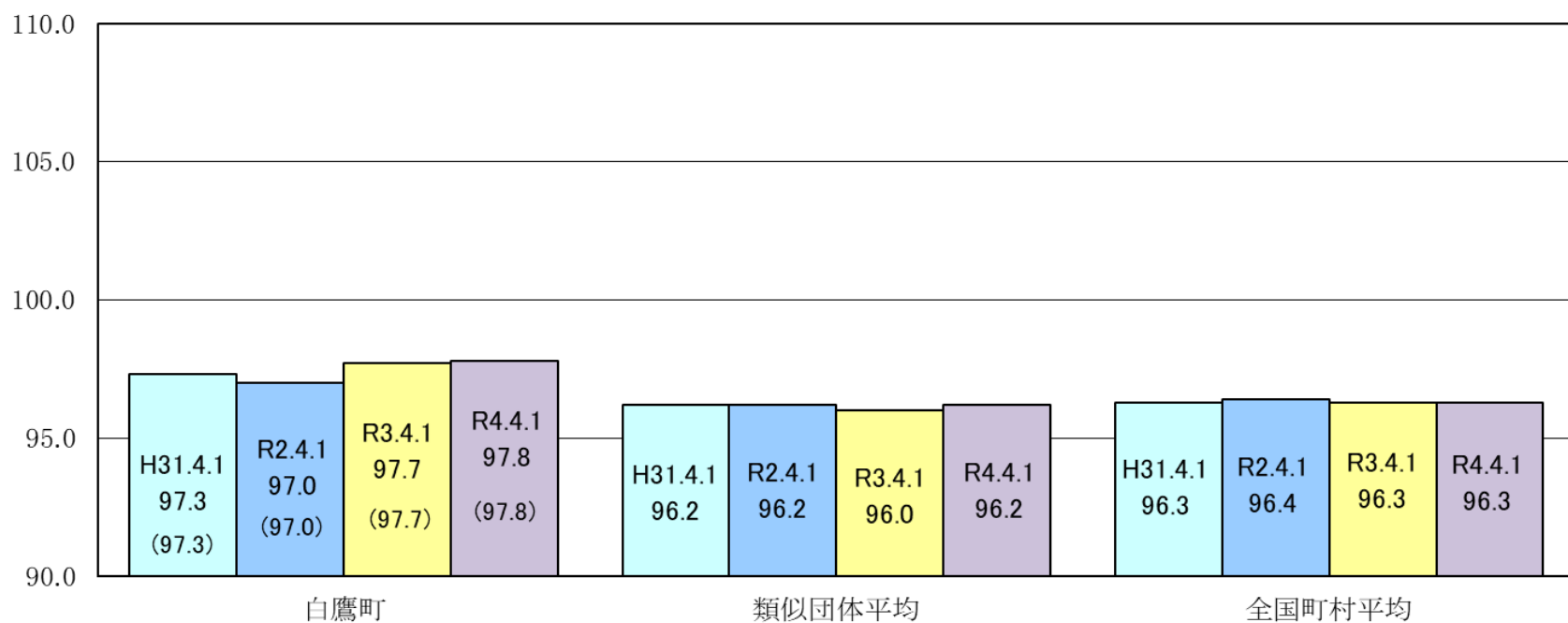
区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支 千円	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の人件費率
令和3年度	13,005 人	9,651,584 千円	893,685 千円	1,133,541 千円	11.7%	11.7%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
令和3年度	114 人	428,365 千円	71,301 千円	165,554 千円	665,220 千円	5,835 千円	5,458 千円

- (注)1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。
 また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員数の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員構成の変動により3年連続の上昇となった。
 職員の年齢構成の歪みをなくすため、中途採用による採用、昇任を行っていることにより、今後もラスパイレス指数は横ばいか上昇するものと思われる。

(4) 給与改定の状況

※人事委員会を設置していない。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和3年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給割合A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和3年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
若年層については、1級(全号級)及び2級の初任給に係る号給は引下げなし。
高齢層については、最大3%引下げ。
激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

支給対象地域なし。

③その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
白鷹町	41.8 歳	316,500 円	363,300 円	338,500 円
山形県	- 歳	- 円	- 円	- 円
国	42.7 歳	323,711 円	—	405,049 円
類似団体	41.5 歳	302,375 円	355,503 円	325,330 円

②技能労務職

区分	公務員						民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		
白鷹町	*** 歳	2 人	***** 円	***** 円	***** 円	—	—	—	—	
うち学校給食員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—	
うち用務員	*** 歳	2 人	***** 円	***** 円	***** 円	その他	51.8歳	288.3 千円	***	
うち保育所調理師	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—	
うち自動車運転手	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—	
山形県	- 歳	442 人	- 円	- 円	- 円	—	—	—	—	
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	—	328,416 円	—	—	—	—	
類似団体	51.8 歳	4 人	288,352 円	305,655 円	297,106 円	—	—	—	—	

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
白鷹町	—	—	—
うち学校給食員	—	—	—
うち用務員	***** 千円	3,187.9 千円	***
うち保育所調理師	—	—	—
うち自動車運転手	—	—	—

(注)

1 「平均給料月額」とは、基準日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

- ・民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成27～29年の3カ年平均)
- ・技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- ・年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
- ・個人が特定されるものについては公表しておりません。(2人以下の場合)

(2) 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区分		白鷹町	山形県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	185,100 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	152,300 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	149,100 円	147,700 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和4年4月1日現在)

区分		経験年数10～15年	経験年数15～20年	経験年数20～25年	経験年数25～30年
一般行政職	大学卒	278,400 円	327,000 円	371,100 円	386,500 円
	高校卒	238,600 円	— 円	344,800 円	349,300 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	***** 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

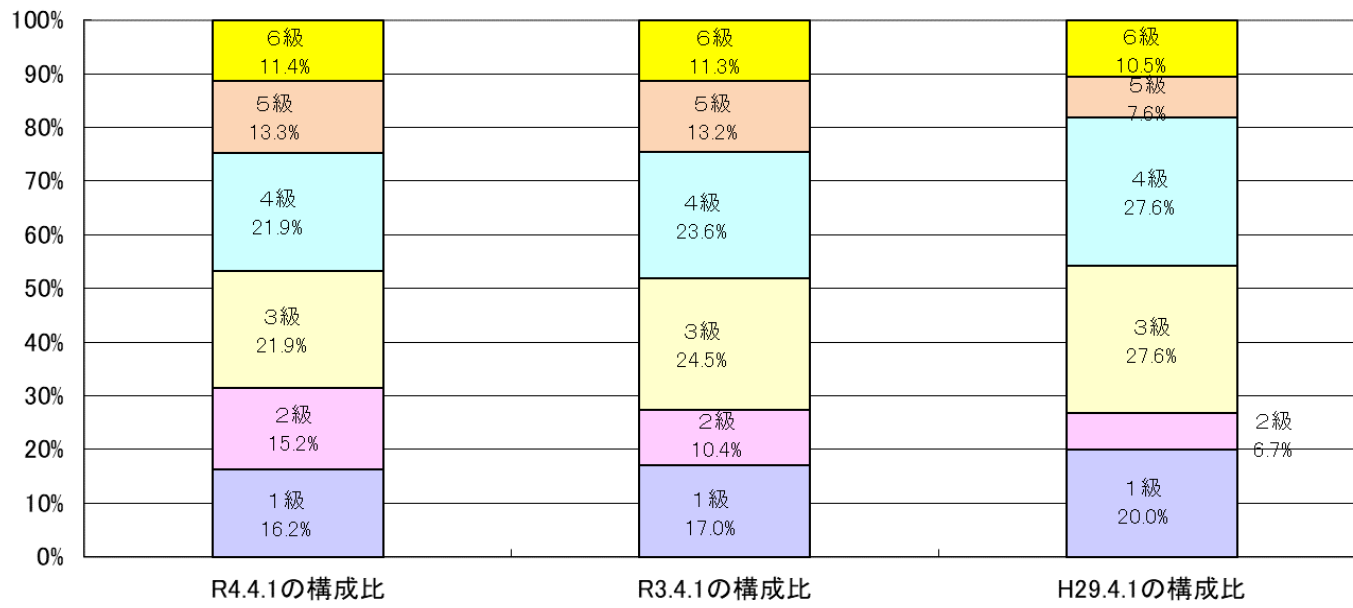
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和4年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給与月額	最高号給の給与月額
1級	主事の職務	17人	16.2%	146,100円	247,600円
2級	主事の職務	16人	15.2%	195,500円	304,200円
3級	主任の職務	23人	21.9%	231,500円	350,000円
4級	係長の職務 主査の職務	23人	21.9%	264,200円	381,000円
5級	課長補佐の職務	14人	13.3%	289,700円	393,000円
6級	課長の職務	12人	11.4%	319,200円	410,200円

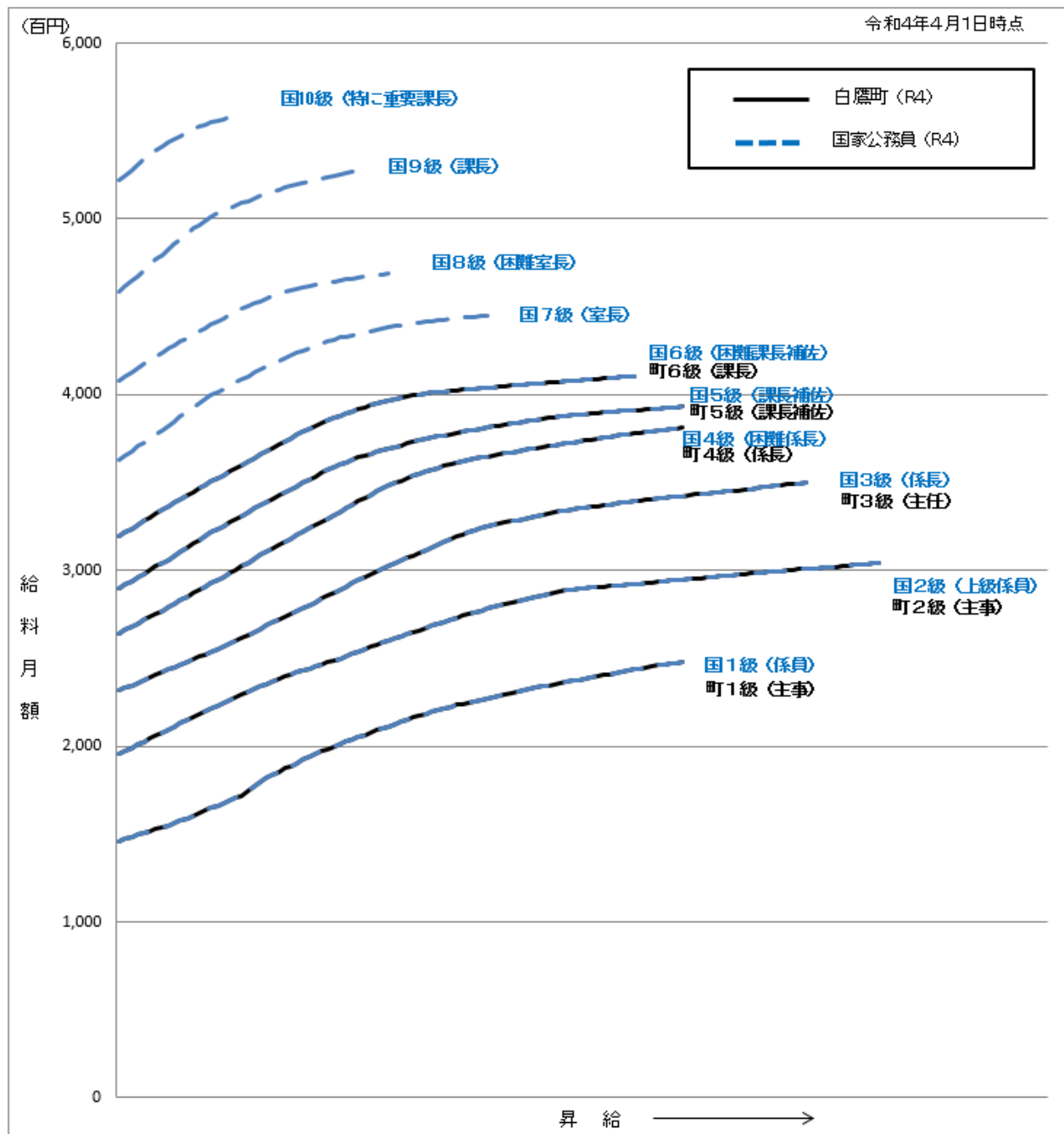
(注)1 白鷹町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))

(令和4年4月1日)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(白鷹町)

令和4年4月2日 から 令和5年4月1日 まで における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期	令和6年度		令和6年度		

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

白 鷹 町	山 形 県	国
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,475 千円	1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,616 千円	—
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)
勤務評定による成績率の反映は行っておらず、全員同じ率で支給しています。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和4年4月2日 から 令和5年4月1日 まで における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和6年度		令和6年度	

(2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

白 鷹 町	国	
(支給率) 自己都合 19.6695 月分 勤続20年 28.0395 月分 勤続25年 39.7575 月分 勤続35年 47.7090 月分 最高限度 47.7090 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2～45%加算)	応募認定・定年 24.586875 月分 33.27075 月分 47.7090 月分 47.7090 月分	(支給率) 自己都合 19.6695 月分 勤続20年 28.0395 月分 勤続25年 39.7575 月分 勤続35年 47.7090 月分 最高限度 47.7090 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2～45%加算)
1人当たり平均支給額 18,151 千円		—

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度普通会計決算)	— 千円		
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度普通会計決算)	— 千円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)	97.8 (97.8)		

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当

令和2年度からすべて廃止。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度普通会計決算)	37,406 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度普通会計決算)	314 千円
支給実績(令和2年度普通会計決算)	33,583 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度普通会計決算)	282 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円、子10,000円など	同	-	11,584 千円	214,644 円
住居手当	借家 限度額28,000円	同	-	3,019 千円	251,580 円
通勤手当	交通機関利用 限度額55,000円 自動車等の交通用具利用 通勤距離が2km以上である職員に支給 2,500～19,500円	異	交通用具利用の場合の限度額 24,500円	6,053 千円	72,060 円
管理職手当	定額制 月額51,900円	同	-	6,229 千円	622,896 円
寒冷地手当	11月～翌年3月まで 月額7,360～17,800円	同	-	7,010 千円	62,589 円

5 特別職の報酬等の状況(令和4年4月1日現在)

区	分	給	料	月	額	等
給 料 報 酬	町	長	810,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額		
		(810,000 円)	846,000 円 / 553,000 円			
	副 町	長	630,000 円	680,000 円 / 479,000 円		
		(630,000 円)				
	議 議	長	340,000 円	354,000 円 / 247,000 円		
		(340,000 円)				
副 議		280,000 円	306,000 円 / 193,000 円			
	議	265,000 円	288,000 円 / 175,000 円			
		(265,000 円)				
期 末 手 当	町	長	(令和3年度支給割合)			
		副 町	長	3.25月分		
	議 議	長	(令和3年度支給割合)			
		副 議	長	3.25月分		
	議	員				
退 職 手 当	町	長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
		副 町	長	給料月額×勤続月数×56.7/100	22,044,960 円	退職(任期满了含む。)時
		備 考		給料月額×勤続月数×33.1/100	10,009,440 円	退職(任期满了含む。)時

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

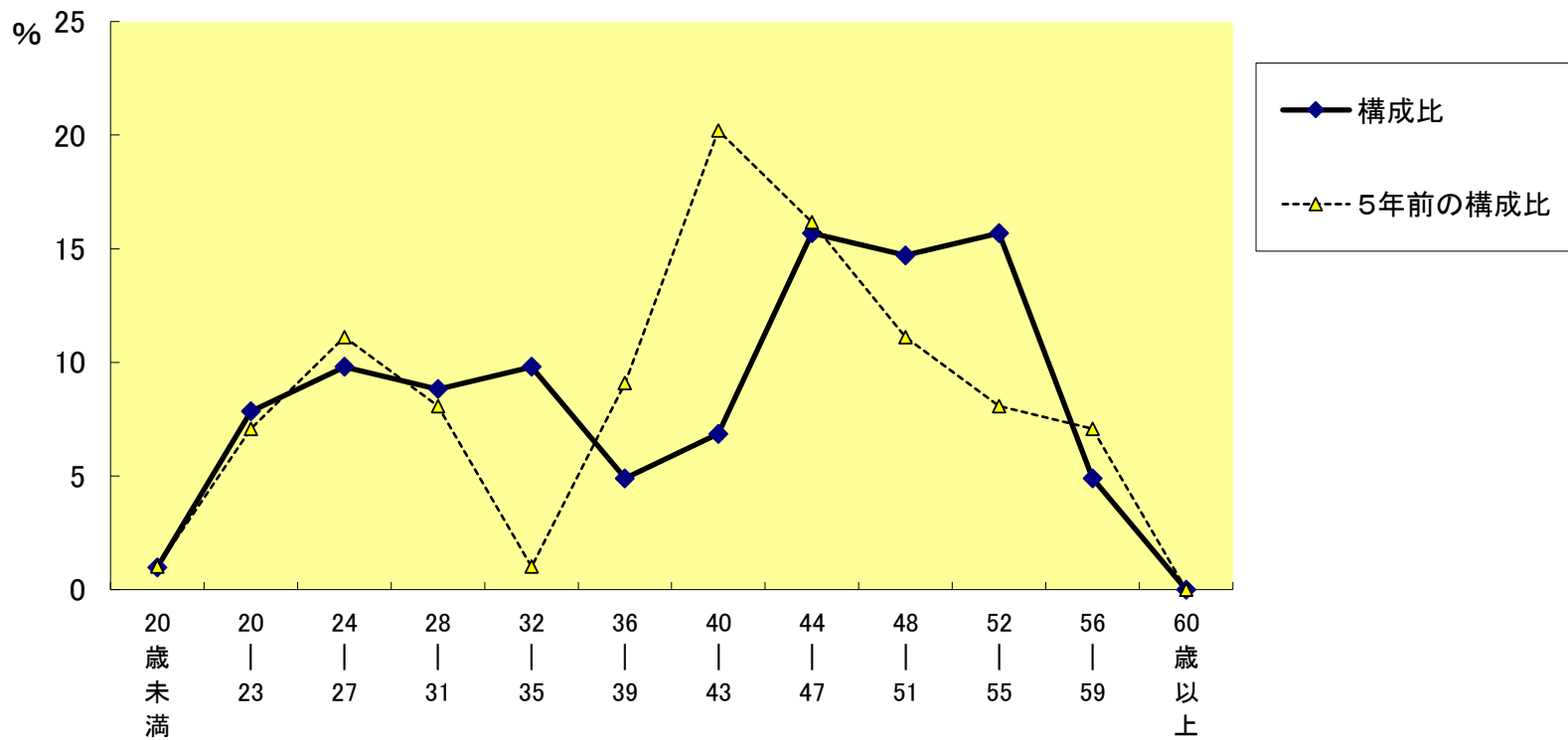
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和3年度	令和4年度			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	31	31	0	
		税務	12	12	0	
		労働	1	1	0	
		農林水産	17	15	△2	農業振興・施設整備部門の減
		商工	8	8	0	
		土木	10	12	2	土木・維持部門の増
		民生	11	12	1	子育て支援部門の増
		衛生	9	9	0	
	計	101	102	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 78.43 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 89.43 人)	
	教育部門	13	12	△1	ホストタウン推進部門の廃止による減	
	消防部門	—	—	—		
	小 計	114	114	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 87.66 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 107.60 人)	
公営会計事業部等門	病院	52	53	1	事務部門の増	
	水道	3	3	0		
	下水道	4	4	0		
	その他	12	12	0		
	小 計	71	72	1		
合 計		185	186	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 143.02 人	
		[293]	[293]	[0]		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和4年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	8人	10人	9人	10人	5人	7人	16人	15人	16人	5人	0人	102人

(3)職員数の推移

(各年4月1日現在)

年度 部門別	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	99	99	99	100	101	102	3 (103.03%)
教育	15	15	14	13	13	12	△3 (80.00%)
消防	—	—	—	—	—	—	— —
普通会計	114	114	113	113	114	114	0 (100.00%)
公営企業等会計	67	71	70	72	71	72	5 (107.46%)
総合計	181	185	183	185	185	186	5 (102.76%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和3年度	千円 265,471	千円 33,707	千円 19,666	% 7.4	% 7.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費については該当なし。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和3年度	人 3	千円 12,588	千円 1,967	千円 5,111	千円 19,666	千円 6,555

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,760

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務職員))を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	平均 年 齢	基本給	平均月収額
白 鷹 町	47.3 歳	366,833 円	546,278 円
団 体 平 均	44.1 歳	357,391 円	563,334 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

白 鷹 町	一般行政職
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,704 千円	1人当たり平均支給額(令和3年度:団体平均) 1,475 千円
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	(令和3年度支給割合:白鷹町一般行政職) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和4年4月1日現在)

白 鷹 町	一般行政職
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.7090 月分 最高限度 47.7090 月分 47.7090 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2~45%加算)	(支給率:白鷹町一般行政職) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.7090 月分 最高限度 47.7090 月分 47.7090 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2~45%加算)
1人当たり平均支給額 ***** 千円	1人当たり平均支給額 18,151 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ただし、個人が特定される場合については公表していない(2人以下の場合)。

ウ 地域手当

(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)	-			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	-			千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
-	- %	- 人	-	

エ 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	1,006 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	335 千円
支給実績(令和2年度決算)	794 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	199 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円、子10,000円など	同	-	618 千円	206,000 円
住居手当	借家 限度額28,000円	同	-	0 千円	0 円
通勤手当	交通機関利用 限度額55,000円 自動車等の交通用具利用 通勤距離が2km以上である職員に支給 2,500~19,500円	同	-	80 千円	40,000 円
管理職手当	定額制 月額51,900円	同	-	0 千円	0 円
寒冷地手当	11月~翌年3月まで 月額7,360~17,800円	同	-	267 千円	89,000 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和3年度	千円 1,191,919	千円 20,647	千円 372,069	% 31.2	% 31.7

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費については該当なし。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和3年度	人 52	千円 205,193	千円 87,227	千円 79,649	千円 372,069	千円 7,155	千円 7,341

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務職員))を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
白 鷹 町	42.7 歳	341,662 円	596,264 円
団 体 平 均	41.7 歳	333,252 円	606,742 円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

白 鷹 町	比 較
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,532 千円	1人当たり平均支給額(令和3年度:団体平均) 1,475 千円
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	(令和3年度支給割合:白鷹町一般行政職) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和4年4月1日現在)

白 鷹 町	比 較
(支給率) 自己都合 19.6695 月分 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.7090 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2~45%加算)	(支給率:白鷹町一般行政職) 自己都合 19.6695 月分 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.7090 月分 その他の加算措置:白鷹町一般行政職 ・定年前早期退職特例措置(2~45%加算)
1人当たり平均支給額 18,763 千円	1人当たり平均支給額 18,151 千円

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ただし、個人が特定される場合については公表していない(2人以下の場合)。

ウ 地域手当

(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		3,686 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		1,229 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医師	16 %	3 人	16 %

エ 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		23,525 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		511,413 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度決算)		88.5% %		
手当の種類(手当数)		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	看護師	感染症との患者若しくはその疑いのある者の防疫または病原体検査のための検査材料の取扱い業務	2,383 千円	1日 300円 コロナウイルス関係の特例 1,500円(1,000円)/日
夜間看護等手当	看護師	深夜の看護業務	7,315 千円	4時間以上 3,300円 2~4時間 2,900円
		緊急の呼出しによる救急業務	288 千円	1回 810円 (午後10時から翌日の午前5時までの間に開始される場合 1,620円)
危険手当	放射線技師 看護師	放射線を扱う危険業務 放射線、透視を介助する職員	13 千円	放射線技師・・・月500円 看護師・・・1日100円
研究手当	医師	医学研究	6,000 千円	院長 18万円 副院長 16万円 医長及びその他の医師5~15万円以下
医務手当	医師	医師業務	6,044 千円	月29万円を超えない範囲
手術手当	医師	手術業務	698 千円	医師が手術に従事した場合、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和33年厚生省告示第177号)を基準として、その手術料の100分の10を、手術助手である医師に100分の5を支給する
在宅患者診療手当	医師	往診業務	784 千円	医師が在宅患者を診療した場合に算定方法に定める在宅患者診療料の100分の35を支給する

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	10,676 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	232 千円
支給実績(令和2年度決算)	10,100 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	224 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円、子10,000円など	同	-	8,011 千円	235,618 円
住居手当	借家 限度額28,000円	同	-	1,340 千円	223,333 円
通勤手当	交通機関利用 限度額55,000円 自動車等の交通用具利用 通勤距離が2km以上である職員に支給 2,500～19,500円	同	-	3,021 千円	75,525 円
管理職手当	定額制 月額51,900円 (医師は給料月額の10%)	同	-	3,896 千円	649,333 円
宿日直手当	当直をする 医師 1回20,000円 看護師 1回5,900円	同	-	4,986 千円	311,625 円
初任給調整手当	医師に対して 月 413,800円(上限)	同	-	14,730 千円	4,910,000 円
寒冷地手当	11月～翌年3月まで 月額7,360～17,800円	同	-	3,689 千円	70,942 円

(3) 訪問看護ステーション事業

令和元年度で廃止。病院事業会計に統合。